

平成 24 年 3 月 6 日 第 1 回調達価格等算定委員会

令和元年 9 月 24 日 第 46 回調達価格等算定委員会（改訂）

標記については、調達価格等算定委員会運営規程（平成 24 年 3 月 6 日 調達価格等算定委員会決定）第 3 条の規定に基づき、原則として、以下のとおりとする。

1. 傍聴は、インターネット中継による視聴方式により行う委員会の運営に支障を来さない範囲において認める。
2. 審議中の取材を認める。
3. 配布資料は、公開する。
4. 議事要旨は委員会終了後 3 日以内に作成し、公開する。
5. 議事録は委員会終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
6. 委員会の開催日程は事前に経済産業省ホームページで公表する。
7. 以上に関わらず、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると委員会が認めるときは、会議を非公開とすることができる。ただし、その場合も、委員長及び委員長代理が審議内容について会議後説明を行うとともに、議事要旨を公開するものとする。